



令和4年第1回総会
会議録

期 日 令和4年1月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第1回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年1月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	農地法第3条許可申請について
4	3	農地法第5条許可申請について
5	4	農用地利用集積計画の調整について
6	5	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
7	6	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
8	7	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し（案）に対する意見書について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

5番 今給黎 龍浪 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 30 分 開会

議長 開会前にお知らせします。

5 番今給黎委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和 4 年第 1 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

1 2 番俵積田正康委員、1 3 番有村委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 号から 3 9 号の耕作者 ○○○○さん外 7 名、所有者 ○○○○さん外 38 名で、解約面積は、畑が 51 筆 38, 298 m²です。

以上は農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので、審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

1 0 番 (畑野委員) 1 5 番から後 3 9 番まで ○○○○さん 不耕作ということですがこれは離農という事ですか。

事務局 はい、その通りです。

○○○○さんは、この度、農業から離れるという事で、借りていた農地を全て解約するという事になっております。

1 0 番 (畑野委員) はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 号か

ら39号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号1号)

整理番号1号の申請地は、白沢北町〇〇番，畑，538㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，65歳，別府東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，87歳，別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号1号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は、白沢北町・マルハチテクノロジー敷地から東側〇〇mの畑かん地区内に位置します。

整理番号1号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号2号)

整理番号2号の申請地は、別府西町〇〇番〇，畑，600㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，農業，62歳，別府西町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，37歳，別府西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号2号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は、別府小学校から南側約〇〇mに位置します。

整理番号2号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番(俵積田広昭委員) 整理番号1号について、報告いたします。

1月10日 譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田に居住する農家です。

甘しょやそら豆栽培に従事して、妻と二人で農業を営んでいます。

申請地の説明は事務局のとおりです。

枕崎市白沢北町〇〇番地は畑かん地区内です。

東側市道，北側・南側・西側は農地です。

申請地は，現在甘しょ掘り取り後の畑です。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に，整理番号2号について，俵積田正康委員お願いします。

12番（俵積田正康委員） 整理番号2号について報告いたします。

1月8日 譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落，俵積田住宅に居住する，甘しょ・キャベツ・お茶を栽培する畑作農業者であり，妻・父・母・弟と農業に従事しております。

位置関係は，事務局の説明のとおりです。

申請地周辺は，東側は市道，西側は住宅・甘しょ畑，南側は5条申請が出ている畑，北側は県道です。

権利取得後は，野菜をつくる計画であり，本件の権利取得により周辺の農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号1号及び2号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第2号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で，所有権の移転に関する申請が2件です。

〔整理番号1号〕

整理番号1号の申請地は明和町〇〇番，畑，140㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員・〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は，「来客用の駐車場がないので，申請地に駐車場を確保して，利用したいため。」とのこと

整理番号1号の申請地は、11ページに掲載してあります。

亀沢公民館より、南西側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

計画面積は140㎡で問題のないものと思われます。

計画内容は普通自動車3台分の駐車場の整備です。

駐車場への転用にあたり、現況のまま整地します。

西側境界には、ブロック積があり、その外周囲は60cmのブロック積を施します。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号2号]

整理番号2号の申請地は別府西町〇〇番、畑、498㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、農業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、市営住宅住まいであり、自宅を作りたい。」とのこと。

申請地は、8ページに掲載してあります。

別府小学校敷地より南側約〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は498㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、1筆の土地を2筆に分筆し、農地境界にはブロック積みを施します。

建物の高さは5.7mの平屋であり、農地境界より3.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号1号について、畑野委員をお願いします。

10番(畑野委員) 整理番号1号について報告いたします。

1月17日に原田委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

1号の申請地は、説明にありましたとおり、明和町に位置し、都市計画用途地域の第3農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地は、北側は畑、東側は市道、西側は宅地、南側は申請人の宅地です。

北側と東側には、境界にブロック積みをする計画です。

南側の一部を侵入路とするために、出入り口を少し下げる計画で、雨水については自然流下及び申請人宅地の溜桝に流す計画です。

申請地は駐車場として利用するため、北側の農地に特に被害を及ぼす恐れはないと思われま

す。なお、東側の市道側へ土の流出が見られたため、十分な土留対策を行うよう指導しました。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号2号について、原田委員をお願いします。

2番 (原田委員) 整理番号2号について説明します。

1月17日に畑野委員、桑原推進委員、俵積田推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

立会人は、申請者の〇〇〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅です。

申請地は、事務局の説明にありましたとおり、別府西町にある集団的な農地で現在、耕運された農地です。

申請地の東側・南側は市道、西側は農地、北側は、分筆し譲渡される農地です。1筆の農地を2筆に分筆し、一般住宅及び農地として同時に譲渡されるものありますが、農地境界にはブロック積みをし、土砂の流失を防止するとのこと

です。建物は、西側の農地境界より控えて建てて、日照通風に支障を及ぼさないようにすると言う事でした。

なお、農地として残る部分は、キャベツを栽培するとのこと

です。雨水については南側側溝へ放流により処理する計画

です。生活排水は、合併浄化槽で処理後南側側溝に排水する予定

です。また、農地や住宅が隣接している地域であるため、隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう申請人に伝えたところ

です。適切な防除計画も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号1号から2号までの2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。
議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第4号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。
整理番号1-1号から16号の利用権設定を受ける者 ○○○○さん外15名、
利用権設定をする者 ○○○○さん外38名で、設定面積は、畑が48筆50,085㎡
田が1筆410㎡、樹園地が11筆12,416㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号1号、譲渡人は横浜市にお住いの○○○○さん、譲受人はまかや町にお住いの○○○○さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は、1,031㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

10番(畑野委員) 14ページの整理番号14号の○○○○さんですが、地目が樹園地となっておりますが、これはお茶畑ですか。

みかんか何かをつくっているのでしょうか。

事務局 ○○○○さんについては、柿・密を栽培されている農家になっております。

10番(畑野委員) はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号の1から16号まで、並びに所有権移転の整理番号1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第4号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第6号、議案第5号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

利用状況調査により、遊休農地を確認し、現況が森林又は原野の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（c分類）については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査の発生・解消状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（c分類）と仕分けされた農地について、農業委員会事務局職員による確認及び農政課との協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から22ページの整理番号233号までの合計面積は210,411.5㎡であり、現況が森林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号233号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のc分類の荒廃農地は、市内全体で約7,230㎡となっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から233号までについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題いたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてをご説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんください。

農業委員会は、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委員会の総会において実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すこととなっています。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。

決議内容につきましては、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年1月28日 枕崎市農業委員会。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

次に、日程第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第8号議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書について説明いたします。

枕崎市長からありました表記基本構想見直し(案)につきまして、農業委員会としましては、「特に問題はないものと思われる。」ということで、意見書を返そうとするものです。

御審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し（案）に対する意見書については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10 時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆 _____

会議録署名委員 俵積田 正康 _____

会議録署名委員 有村 貞雄 _____